

受益証券発行信託の受益証券の電子化に伴う受託契約準則の一部改正について

平成 2 2 年 5 月 3 1 日  
株式会社TOKYO AIM取引所

当取引所は、受託契約準則の一部改正を行い、平成 2 2 年 7 月 1 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、受益証券発行信託の受益証券が、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）の対象となることに伴い、受託契約準則の一部改正を行うものです。

以 上